

口蹄疫ワクチンの輸入の承認について

輸入注意事項20第9号(20.5.30)

最終改正:令和3年12月22日付け・輸入注意事項2021第22号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号(輸入公表の一部を改正する告示)により、下記1に掲げる口蹄疫ワクチンの輸入に係る二の二号承認(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認(全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に限る。))をいう。)については、平成20年5月30日以降は、下記により行います。

記

1 対象品目

口蹄疫ワクチン(関税率表の番号等3002・42)

2 申請者の資格

農林水産省消費・安全局長による確認書(以下「確認書」という。)の交付を受けた者又はその者から輸入の委託を受けた者

3 書面申請手続

(1) 申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部農水産室

(2) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。)を除く。

(3) 申請書の提出部数

輸入承認申請書(輸入貿易管理規則別表第一 T2010)2通

(4) 添付書類

① 確認書の原本 1通

② 輸入の委託を受けたことを証する書面(確認書の交付を受けた者から輸入の委託を受けた者が申請する場合に限る。) 1通

③ 審査に当たり必要がある場合は、上記以外の書類の提出を求められることがある。

4 輸入承認基準

当該輸入承認申請が3に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められる場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で承認を行うものとする。